

小郡市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年2月13日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和8年1月6日から令和8年1月29日まで
- 2 監査対象 教育部 スポーツ課
- 3 監査範囲 令和6年度の財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金支出事務及び契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）調定事務について適正な事務処理を求めるもの

小中学校体育施設使用料について、小郡市立学校施設使用許可申請書ではコイン代 2,940円となっているが、調定書は30円多い2,970円で起票し、不足した金額について、一時的に職員が立替払を行っていた。

歳入を収入しようとするときは、その収入の根拠を確認、調査し、調定書により調定しなければならない。適正な事務処理を行われたい。

（2）徴収事務について適正な事務処理を求めるもの

令和3年度及び令和5年度の定期監査で事務局指導事項としていた各体育施設使用料の以下の点について、改善が見受けられない。

体育施設の使用料の取扱いについて、適正な事務処理を行うこと。

- ・許可時に徴収すべき使用料を使用後に領収している。
- ・使用料の還付を、その後に発生した使用料と相殺している。

（3）補助金等交付事務について、適正な事務処理を求めるもの

交付した補助金について、額の確定に誤りがあった。（補助金交付要綱に基づいた算定になっていなかった）

報告を受けた場合は、報告書等の審査により、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確認し、交付すべき補助金等の額を確定しなければならない。適正な事務処理を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

- ・文書管理が適正でないもの

（2）報酬支出事務（1件）

- ・会計年度任用職員の出勤簿の管理に不備があるもの

（3）契約事務（3件）

- ・請書に不備があるもの
- ・契約書に記載されている書類が提出されていないもの
- ・契約書に貼付する収入印紙に不備があるもの

（4）物品管理事務（1件）

- ・公用車の使用手続が適正でないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。